

平成23年度随意契約情報(役務費)住宅まちづくり部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	建築振興	建築振興	宅建業免許グループ	日本通運 株式会社 大阪支店	大阪府咲洲庁舎移転業務(建築振興課)	20110422	20110430	2,499,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	一般競争入札を実施したが、入札不調となり、移転日(5/1)が迫り契約の目的(咲洲庁舎への移転)を達成することができないため
2	住宅経営	施設保全	施設管理グループ	社団法人 全国公営住宅火災共済機構	府営住宅火災共済分担金	20110401	20120331	1,900,427	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地方自治法263条の2第1項の規定により設立された団体で、府議会の承認を得て加入している。(参考、加入団体は、全都道府県と654市町村)
3	住宅経営	施設保全	施設管理グループ	社団法人 全国公営住宅火災共済機構	府営住宅火災共済分担金	20110401	20120331	41,236,621	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地方自治法263条の2第1項の規定により設立された団体で、府議会の承認を得て加入している。(参考、加入団体は、全都道府県と654市町村)
4	住宅経営	住宅整備	建替事業グループ	大和不動産鑑定株式会社	不動産鑑定士による土地鑑定評価の依頼及びこれに関する経費の支出について	20110727	20111014	1,560,300	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	不動産鑑定評価の方法は、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」によって定められているため、競争入札に適さない。
5	住宅経営	住宅整備	建替事業グループ	株式会社 谷澤総合鑑定所	不動産鑑定士による土地鑑定評価の依頼及びこれに関する経費の支出について	20110727	20111014	1,560,300	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	不動産鑑定評価の方法は、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」によって定められているため、競争入札に適さない。
6	住宅経営	経営管理	収納促進グループ	郵便事業 株式会社 大阪西支店 西尾 靖彦	催告書送付に係る後納料金支払いについて	20110701	20120331	1,872,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	特殊の性質(催告書送付「内容証明・書留・配達証明」)を有する業務であるため、委託先(郵便事業(株))が特定される。

平成23年度随意契約情報(役務費)住宅まちづくり部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
7	公共建築	一般建築	設計工事第ニグループ	一般財団法人 日本建築センター 理事長 松野 仁	大阪府咲洲庁舎長周期地震動対策工事にかかる建築基準法第20条第一項の規定による大臣認定に伴う性能評価申請及びこれに伴う経費の支出について	20120104	20120216	2,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	法令に基づく行政手数料に該当しているため。また当該庁舎建設当時の性能評価実施機関であり、他の既存超高層建築物の長周期地震動に係る性能評価業務実績がある。
8	住宅経営	施設保全	住宅改善グループ	社団法人 大阪府建築士事務所協会 佐野 吉彦	大阪府営大東朋来住宅外1件耐震改修計画策定業務にかかる耐震診断及び補強設計評価手数料の支出について	20110110	20120316	2,205,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(耐震性能評価)が特定の者(知事が認める耐震評価機関である(社)大阪府建築士事務所協会)でなければ実施することができないものであるため
9	住宅経営	施設保全	住宅改善グループ	社団法人 大阪府建築士事務所協会 佐野 吉彦	大阪府営堺白鷺東住宅外1件耐震改修計画策定業務(堺白鷺東)にかかる耐震診断及び補強設計評価手数料の支出について	20110110	20120316	3,465,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(耐震性能評価)が特定の者(知事が認める耐震評価機関である(社)大阪府建築士事務所協会)でなければ実施することができないものであるため
10	住宅経営	施設保全	住宅改善グループ	財団法人 日本建築総合試験所 辻 文三	大阪府営八尾北久宝寺住宅外2件耐震改修計画策定業務にかかる耐震診断・補強設計評価手数料の経費の支出について(その2)	20120216	20120316	2,310,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(耐震性能評価)が特定の者(知事が認める耐震評価機関)でなければ実施することができないものであるため。
11	住宅経営	施設保全	住宅改善グループ	社団法人 大阪府建築士事務所協会 佐野 吉彦	建築物耐震診断・補強設計評価手数料の支出について(堺白鷺東、歌島、大東朋来、寝屋川中木田)	20120308	20120316	5,937,750	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(耐震性能評価)が特定の者(知事が認める耐震評価機関)でなければ実施することができないものであるため。
住宅まちづくり部(役務費)					H23. 4~5月	3件		45,636,048	円	
					H23. 6~7月	3件		4,992,600	円	

平成23年度随意契約情報(役務費)住宅まちづくり部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名	グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
				H23. 12~H24. 1月	3件		7,670,000円		
				H24. 2~H24. 2月	2件		8,247,750円		
				合 計	11件		66,546,398円		